

大府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月1日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第55号

大府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

大府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則（昭和50年大府市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
区分	区分
委員長又は会長 日額7,500円	委員長又は会長 日額7,500円
いじめ問題対策委員会	いじめ問題対策委員会
委員 日額6,000円	委員 日額6,000円
いじめ問題対策委員会臨時委員（弁護士の資格を有する者を登用する場合）	いじめ問題対策委員会臨時委員（弁護士の資格を有する者を登用する場合）
1回20,000円（ただし、1回の職務を行うべき時間が1時間を超える場合は、20,000円に1時間を超える時間15分までごとに5,000円を加算した額）	1回20,000円（ただし、1回の職務を行うべき時間が1時間を超える場合は、20,000円に1時間を超える時間15分までごとに5,000円を加算した額）
生涯学習審議会	生涯学習審議会
会長 日額7,500円	会長 日額7,500円

改正後	改正前
<p>委員 日額6,000円</p>	
備考 略	備考 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。